

美 K 2 2 9 - 4 2 7 - 7
令 和 7 年 3 月 1 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美郷町長

市町村名 (市町村コード)	美郷町 (45431)
地域名 (地域内農業集落名)	黒木板ヶ原地区 (板ヶ原、舟方集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 3日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【地域の状況】

- 当地区は、美郷町の北東部に位置し、山林に囲まれ五十鈴川の流域に水田がある。
- 水稻を主に作付けしている。

【高齢化】

- 耕作者の平均年齢が66才以上と高齢化しており、認定農業者がいない当地区においては受け手の確保が課題となっている。

【鳥獣被害】

- イノシシ、シカによる獣害を受けており、耕作意欲の低下に繋がっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻が主要作物であるこの地域は、耕作者の高齢化が進んでいることから、若手耕作者の確保が必要である。今後、担い手の育成を進め、若手生産者へ集約していくことで生産力を確保したい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.95 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	9.95 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区内の農地のうち山間部に散在する農地等を除いた農地及びその周辺の農業上の利用が行われる土地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

黒木板ヶ原地区集落協定において、担い手を中心に集積・集約化を進めるために協議を行っていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

黒木板ヶ原地区集落協定において農業者に対して農地中間管理機構の活用について情報提供を行っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

整備済み

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地区内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

事業者と協議しながら、委託面積を拡大する

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域において鳥獣被害対策(電気柵や侵入防止柵の管理や周辺環境整備)を行う体制づくりに努め、併せて新たな捕獲人材の育成にも努める。

⑧農業を営む者の利用状況などを考慮の上、農業施設の維持補修を行っていく。